

投資一任契約に係る契約締結前交付書面

新旧対照表

「ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ 投資一任契約に係る契約締結前交付書面」の内容につきまして、2024年6月1日付で内容の一部改定を行います。2024年6月1日以降は、以下の内容にお読み替えをお願いいたします。

※下線部が改定箇所

| 新 | 旧 | | | | | | | | |
|---|------------------|------------------|------------|-------|-----------------------|-------|---------------|-------|--|
| <p>ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ 投資一任契約に係る契約締結前交付書面</p> <p>(略)</p> <p>報酬等について</p> <p>(1)報酬の料率</p> <p>本契約に基づく報酬の料率は、運用として保有する投資信託（以下「保有投資信託」といいます。）の時価評価額に応じ、<u>以下のとおりとします。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>保有投資信託の時価評価額</th><th>報酬の料率 (年率・税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円以下の部分</td><td>1.98%</td></tr><tr><td>500万円を超え 1,000万円以下の部分</td><td>1.65%</td></tr><tr><td>1,000万円を超える部分</td><td>1.54%</td></tr></tbody></table> <p>(2)月次報酬額の計算方法</p> <p><u>1日あたりの報酬額</u>（以下「<u>日次報酬額</u>」<u>と</u>いいます。）を、保有投資信託の時価評価額に<u>上記(1)の料率</u>を乗じた額を365で除することにより算出し、毎月1日から<u>末日</u>までの各日（以下「<u>報酬基準日</u>」<u>と</u>いいます。）の<u>日次報酬額</u>を合計した金額を月次報酬額とします。（1円未満の端数は切り捨てます。）</p> <p><u>※各報酬基準日の日次報酬額の算出に際して用いる保有投資信託の時価評価額は、当該各報酬基準日の前日の終了時点における</u></p> | 保有投資信託の時価評価額 | 報酬の料率 (年率・税込) | 500万円以下の部分 | 1.98% | 500万円を超え 1,000万円以下の部分 | 1.65% | 1,000万円を超える部分 | 1.54% | <p>ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ 投資一任契約に係る契約締結前交付書面</p> <p>(略)</p> <p>報酬等について</p> <p>(1)報酬の料率</p> <p>本契約に基づく報酬の料率は、運用として保有する投資信託（以下「保有投資信託」といいます。）の時価評価額に応じ、<u>年率1.98%（税込）と</u>します。</p> <p>(2)月次報酬額の計算方法</p> <p><u>日々</u>の保有投資信託の時価評価額に<u>上記料率</u>を乗じた額を365で除して<u>日次報酬額</u>を算出し、毎月1日から<u>末日</u>までの日次報酬額を合計した金額を月次報酬額とします。（1円未満の端数は切り捨てます。）</p> <p><u>※ただし、月末最終営業日の前営業日の翌日から月末までの日次報酬額は、月末最終営業日の前営業日の評価時価により算出</u></p> |
| 保有投資信託の時価評価額 | 報酬の料率 (年率・税込) | | | | | | | | |
| 500万円以下の部分 | 1.98% | | | | | | | | |
| 500万円を超え 1,000万円以下の部分 | 1.65% | | | | | | | | |
| 1,000万円を超える部分 | 1.54% | | | | | | | | |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>保有投資信託の保有数量や前営業日における当該保有投資信託の基準価額を用いて算出される金額とします。保有投資信託の保有数量は、対象投資信託の購入の約定をもって追加されるものとし、保有投資信託の売却の約定をもって除外されるものとし</u>ます。</p> <p><u>※ただし、月末最終営業日の前営業日の翌日から月末日までにおける各報酬基準日の日次報酬額の算出に際して用いる保有投資信託の時価評価額は、月末最終営業日の前営業日における報酬基準日の日次報酬額の算出に際して用いた保有数量や基準価額を用いて算出するもの</u>とします。</p> <p>(3)報酬の徴収方法</p> <p>提携金融機関は、月次報酬額を、その月の最終営業日の前営業日に運用資産に帰属する金銭からFOLIOを代行して徴収します。ただし、以下の①又は②に定める場合は、①又は②に定めるところによります。</p> <p>① 一部換金があり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日以前である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部処分代金からの徴収 <p>当月1日から一部換金に係る売却の<u>約定日</u>までにおける各報酬基準日の日次報酬額を合計した金額（ただし、1円未満の端数は切り捨てます。）を、当該一部換金に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に一括して徴収します。この場合において、当月に既に他の一部換金があったときは、当該他の一部換金に際して提携金融機関がFOLIOを代行して既に徴収した額を控除して徴収します。</p> <p>(略)</p> <p>② 本契約が終了することとなり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日</p> | <p><u>するもの</u>とします。</p> <p><u>※金銭の抛出、一部換金、契約の終了に伴う全部換金、リバランス又はリアロケーションがあった場合における日次の報酬の算出に当たっては、これらに係る対象投資信託の購入の約定日をもって、運用資産に組み入れられて保有投資信託となったものと看做し、又はこれらに係る対象投資信託の売却の約定日の前日をもって、保有投資信託が運用資産から除外されたものと看做して取り扱</u>います。</p> <p>(3)報酬の徴収方法</p> <p>提携金融機関は、月次報酬額を、その月の最終営業日の前営業日に運用資産に帰属する金銭からFOLIOを代行して徴収します。ただし、以下の①又は②に定める場合は、①又は②に定めるところによります。</p> <p>① 一部換金があり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日以前である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部処分代金からの徴収 <p>当月1日から一部換金に係る売却の<u>約定日の前日</u>までの日次報酬額を合計した金額（ただし、1円未満の端数は切り捨てます。）を、当該一部換金に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に一括して徴収します。この場合において、当月に既に他の一部換金があったときは、当該他の一部換金に際して提携金融機関がFOLIOを代行して既に徴収した額を控除して徴収します。</p> <p>(略)</p> <p>② 本契約が終了することとなり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>業日以前である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運用資産からの徴収 <p>当月1日から期間満了又は解約に係る売却の<u>約定日までにおける各報酬基準日</u>の日次報酬額を合計した金額（ただし、1円未満の端数は切り捨てます。）を、当該期間満了又は解約に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に金銭にて返還すべき運用資産から一括して徴収します。この場合において、月内に一部換金があったときは、当該一部換金に際して提携金融機関がFOLIOを代行して既に徴収した額を控除して徴収します。</p> <p>(4)その他の費用等</p> <p>対象投資信託には、その約款の定めに従い、信託報酬及び信託事務諸費用等が設定されており、お客様は間接的にこれらを負担します。対象投資信託の信託報酬は一律に時価評価額に対して年率0.1606%（税込）、<u>これに加えて対象投資信託が投資する上場投資信託（ETF）の信託報酬等がかかります。</u>お客様の実質的なご負担は、対象投資信託の運用状況等により変動するため、事前に具体的な金額やその計算方法を示すことができません。詳細は、対象投資信託の目論見書等をご確認ください（<u>上記の料率は2023年12月23日付の目論見書に基づくものであり、将来、変更される可能性があります。</u>）。</p> <p>(略)</p> | <p>業日以前である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運用資産からの徴収 <p>当月1日から期間満了又は解約に係る売却の<u>約定日の前日までの日次報酬額</u>を合計した金額（ただし、1円未満の端数は切り捨てます。）を、当該期間満了又は解約に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に金銭にて返還すべき運用資産から一括して徴収します。この場合において、月内に一部換金があったときは、当該一部換金に際して提携金融機関がFOLIOを代行して既に徴収した額を控除して徴収します。</p> <p>(4)その他の費用等</p> <p>対象投資信託には、その約款の定めに従い、信託報酬及び信託事務諸費用等が設定されており、お客様は間接的にこれらを負担します。対象投資信託の信託報酬は一律に時価評価額に対して年率0.1606%（税込）、<u>対象投資信託が投資するETFの信託報酬等は銘柄毎に異なってETFの時価評価額に対して年率0.030%～0.480%程度ですが、</u>お客様の実質的なご負担は、対象投資信託の運用状況等により変動するため、事前に具体的な金額やその計算方法を示すことができません。詳細は、対象投資信託の目論見書等をご確認ください。</p> <p>(略)</p> |
| <p>(略)</p> <p>投資一任契約の終了事由</p> <p>次の事由により保有投資信託の全部を売却し、運用資産を金銭により返還したときに、本契約は終了します。</p> | <p>(略)</p> <p>投資一任契約の終了事由</p> <p>次の事由により保有投資信託の全部を売却し、運用資産を金銭により返還したときに、本契約は終了します。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の場合において、FOLIO が解約したとき (略) <ul style="list-style-type: none"> ● お客様が<u>電子</u>交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (略) | <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の場合において、FOLIO が解約したとき (略) <ul style="list-style-type: none"> ● お客様が<u>手形</u>交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (略) |

以上